

見 積 依 頼 公 告

下記のとおりオープンカウンタ方式による見積徴取を行います。

記

1. 見積書提出の方法
本件は「紙」による見積書の提出により実施するものとする。
2. 見積徴取を行う事項

(1) 業務名称
津東住宅外10住宅25消防設備点検等業務

(2) 業務場所
三重県津市桜橋3丁目81番 津東住宅 外

(3) 業務概要
三重県内合同宿舍11住宅(津市内5住宅、四日市市内1住宅、伊賀市内1住宅、鳥羽市内1住宅、尾鷲市内2住宅及び熊野市内1住宅)における消防法第17条の3の3に基づく消防設備点検等業務及び点検結果報告書作成業務

(4) 業務期間
契約締結の日から令和8年3月25日まで

(5) 証明書等の受領期限
令和7年5月30日(金曜日) 17時00分

(6) 見積書の提出期限
令和7年6月10日(火曜日) 17時00分
(なお、郵送による場合は簡易書留郵便とし、提出期限までに必着とする。)

(7) 見積合せの日時
令和7年6月11日(水曜日) 10時30分
(見積合せへの立会いは不要とする。)
3. 見積書の提出に必要な資格に関する事項

(1) 令和7・8・9年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、資格の種類「役務の提供等(建物管理等各種保守管理)」のA、B、C及びD等級に格付けされ、「東海・北陸地域」の競争参加資格を有し、責任をもって業務を完了することができる者。

(2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。

(4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。

(5) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
4. 契約条項等を示す場所及び見積説明書等の交付期間、方法、見積参加申込み

(1) 場所
問い合わせ先：
東海財務局 津財務事務所 管財課(宿舍担当)
〒 514-8560 三重県津市桜橋2丁目129番地
電話059-225-7224(ダイヤルイン)

受付場所： 同上

(2) 交付期間
公告日から 令和7年5月30日 まで

(3) 交付方法
原則、電子メール又はオンラインストレージを利用した交付とする。交付を希望する者は以下の内容にてtkz9521@tk.lfb-mof.go.jp宛てに(2)の期間中にメールを送付すること。当局からは、受信したメールアドレス宛に返信する。
件名 : 津東住宅外10住宅25消防設備点検等業務
メール本文 : 見積参加者の住所
氏名(法人の場合は、その名称又は商号)
担当者氏名
担当者連絡先
添付ファイル: 等級決定通知書(写)又は登録通知書(写)

(4) 見積参加の申込み
見積参加を希望する者は、見積説明書等を取得し、上記2.(5)までに上記問い合わせ先へ証明書等の提出を行うこと。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで。
5. 契約保証金
全額免除する。
6. 見積の無効
本公告に示した見積書提出に必要な資格のない者が行った見積、見積説明書等の見積に関する条件に違反した見積は無効とする。
7. 見積書の記載金額
契約相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積った価格の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
8. 契約相手方の決定方法
予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。
9. 契約書の作成
契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
10. その他

(1) 競争参加資格の確認を受けていない者については、上記2. (5)までに認定を受けなければならない。

(2) 詳細は見積説明書による。

以上公告する。

令和7年5月15日

分任支出負担行為担当官
東海財務局津財務事務所長 米田 征史